



2026年4月16日

各位

会社名 ホシザキ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 小林靖浩  
 (コード番号:6465 東証プライム市場・名証プレミアム市場)  
 問合せ先 執行役員 長島一浩  
 (TEL. 0562-96-1320)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年5月15日												
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,500株												
(3) 処分価額	1株につき5,265円												
(4) 処分総額	160,582,500円												
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	<table> <tr> <td>当社の取締役</td> <td>6名</td> <td>10,800株</td> </tr> <tr> <td>当社の取締役を兼務しない執行役員</td> <td>9名</td> <td>6,300株</td> </tr> <tr> <td>当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役</td> <td>36名</td> <td>10,700株</td> </tr> <tr> <td>当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員</td> <td>5名</td> <td>2,700株</td> </tr> </table> <p>※当社の完全子会社は、ホシザキ販売株式会社、株式会社ネスター、サンセイ株式会社のことをいいます。          ※当社の完全孫会社は、ホシザキ北海道株式会社、ホシザキ東北株式会社、ホシザキ北関東株式会社、ホシザキ関東株式会社、ホシザキ東京株式会社、ホシザキ湘南株式会社、ホシザキ北信越株式会社、ホシザキ東海株式会社、ホシザキ阪神株式会社、ホシザキ中国株式会社、ホシザキ四国株式会社、ホシザキ北九州株式会社、ホシザキ南九州株式会社、ホシザキ沖縄株式会社のことをいいます。          ※国内非居住の取締役及び取締役を兼務しない執行役員、又は社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。</p>	当社の取締役	6名	10,800株	当社の取締役を兼務しない執行役員	9名	6,300株	当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役	36名	10,700株	当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員	5名	2,700株
当社の取締役	6名	10,800株											
当社の取締役を兼務しない執行役員	9名	6,300株											
当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役	36名	10,700株											
当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員	5名	2,700株											
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。												

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2018年3月28日開催の第72期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億5千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内（当社普通株式の株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合が

行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。調整の結果、2022年7月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、年30,000株以内とする。）、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、執行役員制度の導入に伴い、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）につきましても本制度の適用対象とすることを、2020年2月25日開催の取締役会において決議しております。加えて、2023年1月5日付で当社の完全子会社としてホシザキ販売株式会社が設立されたことに伴い、ホシザキ販売株式会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下「ホシザキ販売株式会社の対象取締役等」といいます。）につきましても本制度の適用対象とすることを、2023年3月29日開催の取締役会において決議しております。さらに、その他当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役（ホシザキ販売株式会社の対象取締役等とあわせて以下「当社の完全子会社及び完全孫会社における対象取締役等」といい、対象取締役と対象執行役員をあわせて以下「対象取締役等」といいます。）につきましても本制度の適用対象とすることを、2026年2月13日開催の取締役会において決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

対象取締役及び対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を、当社の完全子会社及び完全孫会社における対象取締役等は当該完全子会社及び完全孫会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社と当社の完全子会社及び完全孫会社の各社が、自社の対象取締役等に対して発行又は処分する普通株式の総数は、当社においては年30,000株以内、当社の完全子会社及び完全孫会社の各社においては年15,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計160,582,500円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式30,500株を2026年4月16日の取締役会で、付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を30年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等56名が本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される本割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2026年5月15日～2056年5月15日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員又は当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役又は当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

#### ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員又は当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役又は当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（但し、死亡による退任の場合を除く）により退任した場合には、退任日の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象取締役等の死亡が判明した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

#### ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等が当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員又は当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役又は当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員に選任された最終の株主総会又は取締役会開催の日を含む月の翌月から退任日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（但し、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

#### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点の直後において、譲渡制限が解除されていない譲渡制限期間が満了した本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点の直前時において、対象取締役等が上記（2）に定める地位にある場合、本割当株式の全てを当然に無償で取得するとともに、上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式についても、当社は当然に無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等が当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員又は当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役又は当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員に選任された最終の株主総会又は取締役会開催の日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（但し、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、取締役会の日の前営業日である2026年4月15日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である5,265円としております。これは、第72期定時株主総会でご承認いただいた価額決定方法であり、合理的かつ恣意性を排除できるため、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

#### (ご参考)

譲渡制限付株式の付与が困難な非居住者である対象取締役等に対しては、これに代えて、譲渡制限付株式と同じ経済的価値である当社株価等に連動した金銭報酬を付与いたします。

以上